

事前渇水行動計画（那賀川 春渇水等）

●この計画は、渇水被害を最小限にとどめるため、「長安ロダムの貯水率(※)」に応じて、想定される県などが講じる対策、水利使用者や県民・事業者が取るべき行動を示したものです。
 ●「渇水等の期間」は、無降雨を条件に算定したおおよその目安です。
 (※)長安ロダムと小見野々ダムをあわせた貯水率(総合貯水率)を用います

◆水は限りある貴重な資源です。
 ◆日頃から、水に関心を持ち、節水に心がけましょう！！



長安ロダム貯水率	渇水の状況・期間	注意喚起レベル	自治体等		水利使用者 (水道用水・工業用水・農業用水)	県民・事業者	渇水情報はココ！
			県及び河川管理者(国・県)	市町			
100%～60%程度	渇水発生前 20日程度 平時		【県民へ水資源の啓発】 ◆水資源や節水に関する広報 ・イベント等での節水の呼びかけ (パンフレット配布、パネル展示等) 【平時からの適正な施設管理】 ◆庁舎等の水回りの整備・点検 【事前行動:情報収集】 ◆気象情報、ダム貯水率など 【適正な河川管理】 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	【住民への水資源の啓発】 ◆水資源や節水に関する広報 【平時からの適正な施設管理】 ◆庁舎等の水回りの整備・点検 【事前行動:情報収集】 ◆気象情報、ダム貯水率など	【平時からの適正な施設管理】 ◆取水・送配水施設の整備・点検 【事前行動:情報収集、対策検討】 ◆気象情報、ダム貯水率に注意 ◆自主節水等について検討	【平時からの節水】 ◆一般家庭・事業所での節水 ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯みがき(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用など) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用 など	◆徳島県ホームページをご覧ください 「徳島県の渇水情報」 ・節水情報の提供
60%程度～50%程度	自主節水期 5日程度 貯水率が減少傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況	イエローレベル	【県民等へ情報発信】 ◆渇水情報の提供・節水呼びかけ ・ホームページ、道路情報板 など ◆渇水に備えた庁内体制始動 ・情報共有、対策の準備 ◆渇水調整協議会の開催(適宜) ・関係機関による対策の協議 【適正な河川管理】 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	【情報確認・住民への発信】 ◆住民への節水呼びかけ ・ホームページ、広報誌 など ◆渇水に備えた体制整備(適宜)	【自治体情報の確認・対策検討】 ◆ユーザーに対する節水要請 ◆自主節水強化の検討 ◆渇水調整協議会の開催(適宜)	【自治体情報の確認】 ◆一般家庭・事業所での節水推進 ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯みがき(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用など) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用 など	◆徳島県ホームページをご覧ください 「徳島県の渇水情報」 ・節水情報の提供
50%程度～10%程度	取水制限期 50%程度 40%程度 30%程度 20%程度 10%程度 20日程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況	オレンジレベル	【渇水対策の推進】 ◆渇水情報の提供・節水呼びかけ (各種広報媒体など) ◆庁舎等における節水 ◆水利使用者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知 ◆自己水源等の活用、水融通の調整など ◆「渇水対策本部」設置 (渇水の影響が深刻かつ広範囲に及ぶ場合) ・被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水調整協議会の開催(適宜) ・関係機関による対策の協議 【適正な河川管理】 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	【渇水対策の推進】 ◆住民への節水呼びかけ ◆庁舎等における節水 ◆「渇水対策本部」設置 ・被害情報の収集 ・節水呼びかけ等の強化	【自治体情報の確認・対策推進】 ◆水道用水<連絡会議> ・使用者への節水啓発・衛生管理の強化 ◆工業用水<節水・調整> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調節、配水圧の調整 ・自己水源等で補給 ◆農業用水<番水・反復利用> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調節、ゲート調整 ・ポンプ運転の制限 ◆渇水調整協議会の開催(適宜)	【自治体情報の確認】 ◆雨水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化 ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯みがき(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用など) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用 など	◆徳島県ホームページをご覧ください 「徳島県の渇水情報」 ・節水情報の提供 ・渇水対策の発信
～0%	異常渇水期 5日程度 貯水率が概ねゼロ又はゼロの状況	レッドレベル	【渇水対策の強化】 ◆渇水情報提供の強化 ◆水融通の調整など ◆最低貯水位以下のダム貯水量の活用など(0%～)	【渇水対策の強化】 ◆節水呼びかけ等の強化	【自治体情報の確認・対策強化】 ◆自治体が発表する情報の確認・頻度の強化 ◆利水者間での水融通	【自治体情報の確認】 ◆自治体が発表する情報の確認・頻度の強化 ◆最低限の水利用	

※1 異常な渇水(ダムパンク)の発生年:H7年(9.16～9.22)、H13年(4.30～5.1)、H17年(6.11～7.2)、H19年(5.25)

※2 春渇水は、1月～6月頃を想定している。なお、ダム堆砂除去期間(10～2月)の渇水対応については、気象状況や総合貯水率の推移などを踏まえ、必要に応じて渇水調整協議会において協議する。